

令和6年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施方針について

1 点検・評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果をまとめ、宮崎県議会に提出するとともに、広く県民に公表するものである。

この点検・評価を行うことによって、その結果を今後の教育行政の運営に十分反映させ、施策の推進を図るものである。

項目	内容
教育委員会の活動状況	定例会等の各種会議や学校訪問などの実施状況・活動内容
評価対象	県教育振興基本計画に掲げる19の施策[管理指標を設定している施策]
外部評価	教育委員会が選任する外部有識者から意見聴取し、評価に反映

2 外部有識者選任の基本的な考え方

教育委員会の諸活動及び県教育振興基本計画の施策について、多様な観点から外部の意見を聴取するため、職種・専門分野の重複を避けるとともに、現教育委員の職種・専門分野を考慮した上で、6名の有識者を選任する。

<令和6年度の外部有識者>

- ・ 添田 佳伸 (大学教授)
- ・ 山田 成美 (学校運営協議会委員・大学客員教授)
- ・ 野田 尚子 (特別支援学校長経験者)
- ・ 小嶋 忠史 (スポーツ関係者)
- ・ 長友 宮子 (生涯学習・社会教育関係者)
- ・ 森津 千尋 (文化関係者・大学教授)

3 外部有識者の役割

教育委員会が作成する「点検・評価」(素案)に対して提言を行う。

- ・ 各施策の取組状況等からみた分析への意見
- ・ 各施策の今後の方向性についての意見 など

4 今後のスケジュール

5月中旬～下旬	庁内協議
6月28日	定例教育委員会に「点検・評価」(素案)を提出
7月上旬	外部有識者に「点検・評価」(素案)を送付し個別に訪問して説明
7月22日	「点検・評価」に関する外部有識者会議 → 外部有識者の意見のとりまとめ → 「点検・評価」への反映
	※ 参加対象：教育委員(オブザーバー)、教育政策課、関係課担当 等
8月6日	「点検・評価」に係る協議会 ※ 参加対象：教育委員、教育政策課、関係課担当 等
8月22日	定例教育委員会に「点検・評価」を付議
9月中旬	県議会に報告
10月上旬	ホームページにより県民に公表